

令和元年第3回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

令和元年7月4日（木曜日）

議事日程第5号

令和元年7月4日（月曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第51号、同第52号、平成30年請願第3号、請願第1号、同第2号及び発議第4号
- 日程第4 議案第53号から同第59号まで、陳情第4号及び同第5号
- 日程第5 議案第60号、陳情第2号及び発議第3号
- 日程第6 議案第61号
- 日程第7 諮問第2号
- 日程第8 発議第2号
- 日程第9 議員派遣について
- 日程第10 閉会中の継続審査及び調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第51号、同第52号、平成30年請願第3号、請願第1号、同第2号及び発議第4号
- 日程第4 議案第53号から同第59号まで、陳情第4号及び同第5号
- 日程第5 議案第60号、陳情第2号及び発議第3号
- 日程第6 議案第61号
- 日程第7 諮問第2号
- 日程第8 発議第2号
- 日程第9 議員派遣について
- 日程第10 閉会中の継続審査及び調査について

〈応招議員〉 19名

〈出席議員〉 19名

1 番	平 澤 惣 一 郎 君	2 番	東 野 恭 行 君
3 番	山 本 剛 君	4 番	吉 川 慶 一 君
5 番	中 村 実 君	6 番	滝 川 正 義 君
7 番	佐 藤 孝 君	8 番	新 保 峰 孝 君
9 番	田 原 実 君	10 番	保 坂 悟 君
11 番	笠 原 幸 江 君	13 番	高 澤 公 君
14 番	大 滝 豊 君	15 番	田 中 立 一 君
16 番	古 川 昇 君	17 番	渡 辺 重 雄 君
18 番	松 尾 徹 郎 君	19 番	五 十 嵐 健 一 郎 君
20 番	吉 岡 静 夫 君		

〈欠席議員〉 1 名

12 番 齊 木 勇 君

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市 長	米 田 徹 君	副 市 長	藤 田 年 明 君
総 務 部 長	山 本 将 世 君	市 民 部 長	五 十 嵐 久 英 君
産 業 部 長	見 辺 太 君	総 務 課 長	渡 辺 成 剛 君
企 画 定 住 課 長	渡 辺 孝 志 君	財 政 課 長	大 沢 喜 昭 君
能 生 事 務 所 長	土 田 昭 一 君	青 海 事 務 所 長	穂 苅 真 君
市 民 課 長	小 林 正 広 君	環 境 生 活 課 長	高 野 一 夫 君
福 祉 事 務 所 長	川 合 三 喜 八 君	健 康 増 進 課 長	池 田 隆 君
商 工 観 光 課 長	大 嶋 利 幸 君	農 林 水 産 課 長	猪 又 悦 朗 君
建 設 課 長	五 十 嵐 博 文 君	復 興 推 進 課 長	齊 藤 喜 代 志 君
会 計 課 長 会 計 管 理 者 兼 務	山 口 和 美 君	ガ ス 水 道 局 長	樋 口 昭 人 君
消 防 長	丸 山 幸 三 君	教 育 長	井 川 賢 一 君
教 育 次 長	磯 野 茂 君	教 育 委 員 会 こ ど も 課 長	磯 野 豊 君
教 育 委 員 会 こ ど も 教 育 課 長	泉 豊 君	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	
教 育 委 員 会 文 化 振 興 課 長 市 民 会 館 長 兼 務	伊 藤 章 一 郎 君	中 央 公 民 館 長 兼 務	小 島 治 夫 君
		市 民 図 書 館 長 兼 務	
		監 査 委 員 事 務 局 長	渡 辺 一 彦 君

〈事務局出席職員〉

局 長 松 木 靖 君 次 長 山 川 直 樹 君

係 長 上 野 一 樹 君

〈午前10時00分 開議〉

○議長（中村 実君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、斉木 勇議員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（中村 実君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、4番、吉川慶一議員、16番、古川 昇議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

高澤委員長。〔13番 高澤 公君登壇〕

○13番（高澤 公君）

おはようございます。

議会運営委員会報告を行います。

昨日、7月3日及び6月20日に議会運営委員会が行われておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

委員長報告につきましては、総務文教、建設産業及び市民厚生3常任委員長から、所管事項調査について、その経過を報告したい旨の申し出がありますことから、本日の日程事項とすることで委員会の意見の一致を見ております。

次に、議員発議につきましては、発議第3号、基礎年金額等の改善と年金の毎月支給を求める意見書、発議第4号、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関する意見書、この2件が所定の手続を経て提出されています。これを本日の日程事項とし、委員会の付託を省略して、即決でご審議いただくことで委員会の意見の一致を見ております。

次に、特別委員会の設置については、発議第2号、特別委員会の設置についてが所定の手続を経て、提出されています。これを本日の日程事項とし、委員会の付託を省略して、即決にてご審議いただきたいとの委員会の意見の一致を見ております。

次に、議会運営についてであります。議会基本条例の検証では、第6条、議長の公平・中立な立場では、議長は、公平・中立の立場から、会派の意向にとらわれないよう努めるものとして、先例申し合わせ事項に記載することで、意見の一致を見ております。

第4章第10条、決算審査特別委員会の設置については、早急な設置を望む声もありましたが、委員の意見が、おおむね設置の可否も含めて研究が必要との意見が多く見受けられました。他市の先進地視察などを行い、研究・研修を進めていくことで、意見の一致を見ております。

第8章第20条、議員定数では、基本的に定数を検討する小委員会などは設けずに、議会運営委員会で詰めていくことで、意見の一致を見ております。議会全員協議会で意見公開を行うことを前提に議会運営委員会で課題を絞り、全員協議会で協議しながら進めていくとしております。

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

〔「議長、休憩お願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

暫時休憩します。

〈午前10時05分 休憩〉

〈午前10時06分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き会議を再開いたします。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2. 所管事項調査について

○議長（中村 実君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

笠原幸江総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

笠原委員長。〔11番 笠原幸江君登壇〕

○11番（笠原幸江君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、休会中の6月28日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容についてご報告いたします。

所管事項調査の項目は4項目で、糸魚川市シティプロモーション事業について、幼児教育・保育無償化について、幼児・児童生徒の安全確保対策について、いじめ・不登校の状況についてであります。

初めに、糸魚川市シティプロモーション事業について、本年度の取り組みとして、一つには統一的なブランディングによる交流人口、関係人口の獲得、もう一つは、市民の愛着と誇りの醸成「シビックプライドの醸成」を目的として実施する、各種事業の説明を受けております。

また、機運の醸成を図り、3月下旬には、石のまち宣言を含めて行うとの説明を受けております。

委員より、取り組み内容からすると担当課が違うのではないかと、商工観光課で取り組むべきではないかと質疑に対し、確かに事業スタート時は企画が中心となって計画づくりを進め、計画に基づいて実行するのは庁内各課だと思ふ。今回は、この形でスタートする中で、今後は庁内に落とししていく形で進めたいと考えているとの答弁がありました。

また、視察した富山市ではシンボルマークがあったが、当市ではそのようなものは構築しているかとの質疑に対し、ロゴマークを設定しており、7月8日に発表する。また7月10日の広報でもお知らせすると答弁がありました。

ほかにもプロジェクト実施に当たり、熱量をもって取り組んでほしいという意見が多くありました。

次に、幼児教育・保育無償化について、幼児教育・保育無償化に伴う食材料費について、10月1日から保育料は無償化されますが、食材料費の費用徴収は、引き続き残ることになります。

公立の園では、副食費を4,500円とし、私立園にも同額とするよう働きかける予定で、今後、施設や保護者への説明や関係規則の整備、システム改修を行い、9月議会で補正予算案、関係条例を上程し、10月から開始できるよう進めるとのことです。これらの内容について、詳細な資料に基づき説明を受けております。

委員より、保護者からの問い合わせなどがあるかとの質疑に対して、今のところ問い合わせはないが、現在の負担より多くなることはなく、丁寧な説明を施設や保護者に行いたいとの答弁がありました。

次に、幼児・児童生徒の安全対策確保について、神奈川県川崎市の殺傷事件を受けて、各学校・校長会・児童生徒への指導や対応、保護者への連絡、警察との状況確認など、対応状況の説明を受け、犯罪を起こさせない環境の構築について、6月中旬までの実施事項、7月以降の実施事項、今後の検討課題について、具体的に説明を受けております。

委員より、防犯パトロール員に関し、長年、児童生徒の安心・安全を見守るために長くパトロールをされ、高齢のためやめられた方たちに対し、労をねぎらう対応ができないか。例えば広報への掲載や表彰などを考えてほしい旨、意見がありました。

また、防犯カメラの設置についても積極的に進めていただきたいとの要望がありました。

最後に、いじめ・不登校の状況について、平成29、30年度の状況について調査を行っております。

数値の状況を比較すると、いじめ認知件数が多くなっているのは、現場の先生方のいじめに対する意識が高くなっていることで見逃さない対応を行っている点や、その対応を生徒指導支援員などが学校訪問しながら指導・相談を受ける中で行っているとの説明がありました。

委員より、当市はゼロ歳から18歳までの一貫教育方針を掲げている。いじめ件数は、ことしの5月現在で、7名取り組み中、継続されているが、いじめが長期化することによって、不登校へと陥ることのないように、被害者・加害者への保護者両者への対応と対策をしっかりとっていただきたいとの意見に対して、不登校から、ひきこもりにつながる可能性も高い。小、中、高、成人になっても、しっかり見守る体制を市としてつくらなければならないとも考える。そのような対応をとるようにしていきたいと答弁されております。

そのほか各項目で質疑・意見などありましたが、割愛させていただきます。

以上で総務文教常任委員会の所管事項調査の報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決しました。

次に、田中立一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田中委員長。〔15番 田中 立一君登壇〕

○15番（田中 立一君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、7月1日に所管事項調査を行っておりますので、その経過のご報告をいたします。

調査項目は、柵口温泉権現荘の指定管理の基本的事項についてであります。柵口温泉権現荘の指定管理が今年度末に満了となることから、令和2年度からの次期指定管理者を公募するものであります。

募集方法は公募とし、1つ目は市内に本店、支店または営業所を有する法人で、宿泊業または温泉施設の支配人としての運営経験を2年以上有する社員を雇用または雇用を予定している法人で、支配人の雇用を予定している法人については、専門コンサルティング会社等の推薦状が必要であること。2つ目は国内に営業所等を有する法人で、かつ、宿泊業または温泉施設の運営実績を10年以上有する法人であることのいずれかを満たす法人としております。

指定管理期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とし、募集要項の概要ではこれまで、収支の合計で当期純利益が発生した場合、その2分の1を市に納入することとしておりましたが、今回は盛り込まないことと説明がありました。

委員より、これまでの指定管理期間の業績はどのようなものであったかの質疑に対し、平成29年度は1,523万円、平成30年度は1,289万円の赤字となり、大変厳しい収支状況であると答弁がありました。

また、利益が出た場合、その2分の1を市へ納入することを盛り込まない理由について、収支状況の厳しい中で、指定管理者のやる気をそぐことのないよう削除したと説明がありました。

指定管理の契約に当たり、経営状況の報告など求められていたにもかかわらず、赤字が出たことについて、市はどのような指導を行ったのかとの質疑については、半期に一度、決算状況の報告を受けており、さらに定例会合を行う中でアドバイスをしてきたという答弁がありました。

委員からは、市内外の類似施設のきめ細やかな情報把握に努めることや赤字の原因をつかんだ中で、しっかりした体制で臨むことなどが必要であるなどの意見が出されました。

このほか、報告以外にも質疑はありましたが、割愛させていただきます。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査の報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、吉川慶一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

吉川委員長。〔4番 吉川慶一君登壇〕

○4番（吉川慶一君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、休会中の6月27日において所管事項調査を行いました。

調査項目は、健康づくりセンタープールの整備について、次期ごみ処理施設の整備について、地域包括ケアシステムについての3項目であります。

初めに、健康づくりセンタープールの整備について、現地を視察し、整備工事の状況について説明を受け、計画どおり進んでいることを確認しております。

また、新規プールを含めた指定管理者の公募について、公募方法、指定管理期間、業務内容、スケジュール等についての説明を受けました。

委員より、多目的プールの水深が、ゼロメートルから1.35メートルで計画したが、最終的には1.1メートルとなり、飛び込みする場合に支障がないのかとの質疑に対し、指導者立ち会いのもとであれば、飛び込みは可能であると答弁がありました。

はびねすと新規プールを合わせた年間の維持管理費は、約1億3,000万と推定していると説明がありました。

委員より、経費を削減できるように努力してほしいと要望がありました。

また、機械室の津波対策について意見があり、現時点で変更が可能かどうか協議していきたいと答弁がありました。

次に、次期ごみ処理施設の整備について、現地視察の後、整備工事の状況について説明を受けました。工事着手時の地下埋設物の撤去作業により、工程に若干のおくれが生じているが、受注者において契約工期に間に合わせるべく、工事を進めているとのことであります。

○議長（中村 実君）

暫時休憩します。

〈午前10時21分 休憩〉

〈午前10時21分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き会議を再開いたします。

○4番（吉川慶一君）

委員より、木材を燃やすのに大きさの制限があるのかとの質疑に対し、太さ10センチ、長さ

30センチ以内であれば処理できる。また、清掃センターへ持ち込む場合は、破砕機を利用することにより、長さ180センチ、太さ20センチまで処理できるとの答弁がありました。

また、ごみの分別区分は変更になるのかとの質疑に対し、プラスチック製品、革製品などは燃やせるごみに変更となるとの答弁がありました。

動物の処理についての質疑に対しては、新しい施設でもこの基準と変わらずに行うと答弁されております。

次に、地域包括ケアシステムについて、住みなれた地域で自分らしい生活を続けるための仕組みづくりに推進するために、さまざまな機関との連携により、糸魚川市地域包括ケアシステムの構築を進めているとの説明を受けております。

委員より、誰が主体となり取り組んでいくのか、社会福祉協議会が主体となって取り組んでいくべきではとの意見に対し、福祉事務所が中心となり、社会福祉協議会とともに各機関連携のもとに進めていきたい。また、今後、支え合いの体制づくりが一番大きな課題になっております。地域づくりの場にも、社会福祉協議会と一緒によいシステムづくりをしていきたいとの答弁がありました。

その他、各項目で質疑・意見等ありましたが割愛させていただきます。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．議案第51号、同第52号、平成30年請願第3号、請願第1号、同第2号及び発議第4号

○議長（中村 実君）

日程第3、議案第51号、同第52号、平成30年請願第3号、請願第1号、同第2号及び発議第4号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連し、発議第4号の説明を求めます。

笠原幸江総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

笠原委員長。〔11番 笠原幸江君登壇〕

○11番（笠原幸江君）

本定例会において、総務文教常任委員会に付託となりました案件、及び昨年6月定例会において付託となりました請願第3号について、去る6月28日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案第51号と議案第52号については可決、平成30年請願第3号と請願第1号については不採択、請願第2号については採択であります。

審査における主な内容について報告します。

議案第51号、糸魚川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、新潟県に準拠するもので、勤務時間を命ずることができる上限を月45時間、年360時間と設定するものでありますが、臨時または緊急に業務増となる場合、月100時間未満、年720時間以内に延長できる規定と、大規模災害の発生など、市民の生命・財産を守るために避けることができない場合、上限時間を超えて時間外命令を命ずることができる旨の規定を設けるとの説明がありました。

新採用職員などは、上司が仕事をしていると帰りづらいのではないかという質疑に対し、時間外申請によることで係長や所属長、職員同士が声がけし、コミュニケーションをとる中で対応していると答弁がありました。

ほかにも多くの意見ありましたが、異議なく可決しております。

次に、議案第52号、糸魚川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、異議なく可決しております。

続きまして請願であります。

請願については、それぞれ紹介議員の説明を受けて審査を行っております。

平成30年請願第3号、核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出に関する請願については、多くの意見が出され、起立採決を行い、賛成少数となり、不採択と決しました。

次に、請願第1号、少人数学級実現に関する意見書の採択を求める請願については、多くの意見が出され、起立採決を行い、賛成少数となり、不採択と決しました。

次に、請願第2号、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関する意見書の採択を求める請願については、特段の質疑なく、異議なく採択されております。

これにより、本請願は意見書提出を願意としていることから、発議第4号を提出いたします。

これより、発議第4号の説明を行います。

発議第1号、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関する意見書。

子供たち一人一人が大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることは、保護者・地域住民・教職員共通の願いです。そのために、教育条件整備のための教育予算の確保が不可欠です。

子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、そこから生まれたのが「義務教育費国庫負担制度」と「標準定数法」です。「義務教育費国庫負担制度」は、教育の全国水準や機会均等の確保、児童生徒の学力格差の縮小、少人数学級

など地方独自の教育の下支えなどの観点からも大変意義のある制度です。

しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増加などに見られるように教育条件格差も生じています。教育条件整備を支える「義務教育費国庫負担制度」を2分の1に復元することは、全国的な教育水準の確保、教育の機会均等を図る上で不可欠です。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成、創出から雇用、就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要望します。

1、教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣となります。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

以上です。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

古川 昇議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

古川議員。〔16番 古川 昇君登壇〕

○16番（古川 昇君）

おはようございます。市民ネット21、古川 昇であります。

ただいまから、核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出に関する請願に賛成討論を行います。

世界は今、核兵器のない世界に向けて、歴史の新しいステージに立っております。核兵器を違法とした核兵器禁止条約が、2017年7月に国連において採択され、成立いたしました。核兵器のない世界への新たな展望が開かれようとしております。

核兵器禁止条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止するものであります。核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器廃絶への枠組みを示しております。同時に、被爆者や核実験被爆者等への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切なる願いに応えるものとなっております。

今から73年前、人類史上初めて、広島、長崎に原子爆弾が投下され、一瞬にして30万人の市民が犠牲となりました。今なお、被爆を受けた方々の苦しみは続き、被爆による後遺症や将来の健康面、精神面での不安を抱えたままの生活であり、原子爆弾による非人道的核兵器の影響は、続いております。本請願の代表であります新潟県被爆者団体は、現在まで新潟県内の地域や学校で原爆による被爆体験を語り、戦争の愚かさや核兵器の恐ろしさを訴えてこられました。

しかし、被爆者の方々も高齢化には勝てずに、自分たち生きている間に世界から核兵器をなくしたいという強い信念で活動してこられましたが、ことしを最後に活動休止という苦しい決断をしなければならないと聞いております。

昨年8月6日の広島平和宣言で、松井広島市長は、日本国憲法の掲げる平和主義を体現するためにも、日本政府は核兵器禁止条約の締結促進を目指して、核保有国と非核保有国との橋渡しに本気で取り組んでいただきたいと訴えました。

日本政府には、日本が唯一被爆国であり、多くの被爆者の苦しみを我が事として受けとめ、その思いを国際社会に向けて発信して、世界から核兵器の脅威をなくしていく取り組みの先頭に立っていただきたいと思っております。日本政府に核兵器禁止条約への調印をお願いするものであります。

以上、本請願に賛成するものであります。議員各位のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、賛成討論といたします。

続きまして、少人数学級実現にかかわる意見書の採択を求める請願に賛成討論を行います。

子供たち一人一人が大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることは、保護者、地域住民、教職員共通の願いであります。そのためには、小学校、中学校の全学年における少人数学級の実現が可能となる教育条件の整備が求められております。現在、子供たちを取り巻く教育環境は、政治・経済、財政的に影響され、大変厳しい状況にあります。

また、子供たちの周りを見たときに、いじめや不登校、子供の貧困等が大きな社会問題となり、さらに深刻さを増しております。子供たちが必要としているものは、多様化しております。個別の指導を要する児童生徒がふえております。教職員が子供たち一人一人に目を行き届かせて、じっくりと寄り添う時間の確保が重要であり、今一番求められていることと言えます。

現在、新潟県は、小学校1年、2年生の32人以下学級を2001年、小学校3年から中学3年まで35人学級を2015年に実現いたしました。まだ、1クラスに下限25人という制約がありますが、少人数学習指導やパイロット授業など、さまざまな施策を展開して教育効果を上げる努力

を続けております。この取り組みにより、子供たちからは、授業がよくわかる、先生に相談しやすくなったと変化の声が上がっていると同時に、保護者、教職員からは、授業中の発言が増加し、学習意欲が出てきた。子供たちの一人一人の活躍の場面がふえた。子供たち一人一人に教師がじっくりと接してもらえるなど、好評で成果も上がっているとの報告があります。

一方、教師を取り巻く職場環境も改善の取り組みが推進されておりますが、依然として厳しく、多忙を極め、長時間化している勤務実態があります。じっくりと子供たちと接する時間が十分にとれないといった状態にまだあります。

また、学校現場において発達障害が認知され、特別支援教育が重要視されて、保護者の期待も大きいことから、児童生徒への支援体制を整えるとともに計画に沿って個別対応を実施しているのが実態であります。全国の県や市町村は、厳しい財政状況の中で将来を見据えて、小中学校児童生徒の教育の充実に力を注いでおります。

国はこのような全国の複雑化・困難化する教育現場や教育環境の厳しい実態を把握していながら、2017年標準法の一部改正は行われましたが、学級編制を変えようとはしておりません。それよりも財務省は、文部科学省が小学校1年学級を35人にしたことすらも40人に戻すべきと発言しているのであります。このような厳しい教育環境にありますが、子供たち一人一人が大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることへの保護者、地域住民、教職員の願いをかなえるために、早急に少人数学級の実現を図られるよう強く国に要望するものであります。

議員各位のご賛同をいただきますようお願い申し上げます。賛成討論といたします。

○議長（中村 実君）

次に、佐藤 孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。〔7番 佐藤 孝君登壇〕

○7番（佐藤 孝君）

日本共産党の佐藤 孝です。

平成30年請願第3号、核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出に関する請願及び、請願第1号、少人数学級実現に関する意見書の採択を求める請願につきまして、賛成討論を行います。

まず、請願3号からです。広島、長崎への原爆投下から74年目を迎えます。被爆者にとっては、核兵器禁止を訴える時間も、徐々に後がなくなってきました。一昨年の7月に国連で122カ国の賛成を得て、核兵器禁止条約が採択されて、2年目を迎えます。この条約に対する署名国は、昨年の6月に59カ国だったものが、ことし4月には70カ国にふえ、批准国は昨年6月の10カ国から、ことしの4月には23カ国へと加速度的にふえ続けています。この批准国が50カ国になると、この条約が効果を発することになっております。

日本国内では、この間、この請願が採択された自治体は、昨年4月の239から、現在は405にふえています。新潟県では21自治体となり、70%の自治体で採択されております。県都新潟市を初め、長岡市、上越市、妙高市でも採択されております。

核兵器の問題につきましては、1968年にNPPT核拡散防止条約が、核保有国5カ国以外には核を持たせない、こういうことで署名されておりますが、その後もイスラエル、インド、パキスタ

ン、北朝鮮と核保有国は、ふえ続けております。NPTでは、核拡散防止の目的は果たせなかったと言えます。高齢化の進む被爆者の人たちが、最後の機会として頑張った核兵器禁止条約が国連で採択されたことは、画期的な出来事であります。

この条約は、現に存在する核兵器を直ちになくするというものではありません。核兵器という残酷な兵器を非合法化する、こういうものであります。どこの国の核兵器も例外なく同じ扱いであります。また、日本や核保有国が参加しなくても、50カ国が批准すれば条約は発効するのであります。ここがNPT核拡散防止条約と違うところであります。

さらにであります。アメリカのハワイで開催されていた全米市長会議で、この7月1日、採択された決議があります。全米市長会議は、核兵器禁止条約を支持し、2020年の大統領選の候補者に向けて、核兵器廃絶の交渉で指導力発揮を求めます。こういうものであります。

世界のこの流れの中で、被爆国日本がとるべき道は、被爆者の気持ちに寄り添って核兵器禁止条約に署名、批准するべきと考えます。

議員各位の皆様にご賛同をお願いいたしまして、請願に対する賛成討論といたします。

続きまして、請願第1号、少人数学級実現に関する意見書の採択を求める請願について、賛成討論を行います。

本請願は、子供たち一人一人が大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われるために、小中学校の全学年における少人数学級の実現を求めたものであります。

日本の教育に関する公的支出は、GDP比で3.47%でして、OECD加盟国の中では最低となっています。これは2017年のデータであります。それに加えて、教員の勤務時間は、OECD加盟国平均の1.5倍にもなっております。また、各県独自に少人数学級に向けた努力がされているようですが、1クラス25人以上という下限設定があり、県内でも全国的にもなかなか難しいようであります。子供たち一人一人に目が行き届いた教育のためにも、また教員の勤務時間をOECD並みに減らすためにも、少人数学級の実現が必要と考えます。日本の教育に関する公的支出をふやし、OECD標準に近づけてもらって、減少してきた子供たちがそれぞれの能力を伸ばし、1人も取り残されることなく自信を持って社会に旅立つことができる環境をつくってほしいと考えます。

議員の皆さんの賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（中村 実君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号、糸魚川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第52号、糸魚川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、平成30年請願第3号、核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出に関する請願についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立少数であります。

よって、本請願は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第1号、少人数学級実現に関する意見書の採択を求める請願についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立少数であります。

よって、本請願は、不採択とすることに決しました。

次に、議事の都合により、発議第4号を先議いたします。

お諮りいたします。

発議第4号、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関する意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより、請願第2号、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関する意見書の採択を求める請願については、採択すべきものとみなします。

○議長（中村 実君）

暫時休憩いたします。

開会を11時5分といたします。

〈午前10時52分 休憩〉

〈午前11時05分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第4．議案第53号から同第59号まで、陳情第4号及び同第5号

○議長（中村 実君）

日程第4、議案第53号から同第59号まで、陳情第4号及び同第5号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

田中立一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田中委員長。〔15番 田中立一君登壇〕

○15番（田中立一君）

本定例会初日に、建設産業常任委員会に付託となりました関係部分及び第1回定例会で付託となりました陳情第4号及び同第5号につきまして、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案第53号から同第59号は、いずれも原案可決で、陳情第4号及び陳情第5号は、不採択であります。

審査における主な質疑等についてご報告申し上げます。

議案第53号及び54号は、提案理由が同じであることから一括して審査を行いました。

委員より、議案53号、柵口温泉権現荘の宿泊者数の推移と増税の収支への影響とその対応についての質疑があり、平成29年度の宿泊者数は7,688人、平成30年度は7,986人で、約300人ほど増加しており、また、影響への対応として、利用者へのDM発送などで営業努力に努めたいとの答弁がありました。

議案第53号、54号は消費税増税に伴う改正で、増税には反対であるとの意見があり、起立により採決を行い、賛成多数で可決いたしました。

また、議案第55号についても消費税増税に伴う改正であることから、実質賃金が上がっていない中での増税は、消費が冷え込み、客足に影響があることから反対であるとの意見があり、起立により採決を行い、賛成多数で可決いたしました。

議案第56号は、糸魚川市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定であり、地域未来投資促進法に基づき、地域経済牽引事業計画を作成し、知事の承認を得られれば各種の支援メニューが受けられるものです。

委員からは、今回対象となる市内業者についての質疑があり、業種としては電気業と電子部品製造業の2社であり、対象となる会社の規模としては、売り上げが十数億円以上になるであろうとの答弁がありました。

議案第58号、糸魚川市駅北広場条例の制定については、にぎわい創出広場の整備に当たり、設置及び管理に関する規定を定めることを目的とし、条例を制定するもので、委員より、指定管理者を早く決めるためにこの条例を今定例会に出すということかとの質疑に、運営管理については、民間の事業者の力を十分に発揮できるように指定管理の方法をとりたい。供用開始に向けて指定管理者を定めるために、今回の議案とさせていただいたとの答弁でありました。

また、指定管理の業務については、市民の交流に関する事業と市民活動の促進に関する事業は幅が広く、まちづくりを担う人たちを育成する必要がある。広場を利用した交流の場の促進であったり、市民活動の促進という部分を運営者に担っていただきたい。例えば、交流の部分について、オープンスペースに誰でも気軽に足を運んでいただき、いろいろ自由に活動していただく場としての環境を整えるとか、市民の活動の促進については、広場を使って活動したいという相談や支援を考えている。今回の施設には厨房があり、その運営管理をしていただくことでチャレンジにつながる活動のバックアップになると考えていると説明がありました。

指定管理料について、例えば、まちづくり講座などを開く場合は、指定管理料のほかに支払うのか、含まれるのかとの質疑に、リノベーションまちづくりや地域のまちづくり活動という業務については、今回の広場の管理とは別になる。広場を活用した活性化と、より広域な市民活動の促進の部分とはすみ分ける考えである。

まちづくりについては、地元の人たちが、自分たちでこういう町をつくっていききたいとか、こういう町になったらいいねと自然発生的に進んでいくのが理想の形であると答弁がありました。

委員より、なぜ指定管理を導入するかとの質疑に、行政が直営でやって、ただの貸し館というようなことではなく、民間事業者のアイデアを生かして、この場所がより活動を生かせる場所になるように運営していただきたいとの答弁でありました。

公募の条件については、まちづくりの活動の場になることから、市内に事業所を設けている方、またはこの後、設ける予定である方を条件にしたいと説明がありました。

また市内に事業者はいるのかとの質疑については、初めての施設で事業内容自体も新規の取り組みであり、そういった能力のある団体を選定して指定管理を進めていくが、初回なので2年間の指定管理期間として公募をかけ、その期間で能力や制度に見合うかを見きわめたい。指定管理者制度であっても、最終的な管理監督責任は、市に帰属するので、連携しながら進めたいとの答弁がありました。

指定管理料をどのくらいに設定するのかとの質疑については、施設の維持管理に必要なランニングコストをベースにして、収入、指定管理者の提案を受けながら事業収入等で、あとその他の収入も勘案しながら算出していきたいと答弁がありました。

そのほかにも若干の質疑がありましたが、割愛させていただきます。

陳情の審査についてです。

陳情第4号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書では、委員より継続審査の意見があり、まず継続審査とすることについての採決を行い、起立少数により

継続審査は否決され、続けて行われた本案件の採決は起立少数により不採択となりました。

陳情第5号、長時間労働もハラスメントもない人間らしい働き方の実現を求める陳情書の採決は、起立採決を行い、起立少数により不採択となりました。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

よろしくをお願いします。

7月1日の建設産業常任委員会において、議案第58号、糸魚川市駅北広場条例の制定について審査されておりますが、本日の委員長報告を聞き、3点伺いたいと思います。

まず1点目でございますが、糸魚川市駅北広場と言っている場所あるいは施設は、復興まちづくり計画に定めるにぎわい創出広場のことと思われませんが、そうでしょうか。

なぜ、にぎわい創出広場と言ってきたものを、急に駅北広場として条例を制定しようとしているのか、その理由について、行政から説明はありましたか。また、委員会審査において、そのことに対して違和感はありませんでしたか。

また、このにぎわい創出広場、建物は、建設費を超過するという理由で、行政側で設計変更し、事務室の独立性や会議室がなくなったこと、また、倉庫への収納作業で支障があると思われませんが、その点について行政から明確な説明があったのか、また委員会は、それでよしとしたのか、伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田中委員長。〔15番 田中立一君登壇〕

○15番（田中立一君）

お答えします。

にぎわい創出広場の名称につきましては、駅北広場という名称にするという報告はありましたけれども、そのことについての説明はございませんでした。

なお、説明の中で、今後は愛称の募集をしたいというお話があったことを申し添えておきます。

委員会での質疑は、ございませんでした。

それから設計変更について、そのことについての質疑は、ございませんでした。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

じゃあ2点目のお尋ねでございます。

昨年12月の議会で、建設産業常任委員会にて予算と機能変更が審査されていますが、当初、にぎわいの拠点と言っていた施設につくる予定であった駅北大火の記憶の伝承を行う場所が、この施設につくられることになりました。その場所として、建物中央部のエントランスというところに資料の展示をすると、議会ではずっと説明を受けてきましたが、設計変更によって、そのスペースが縮小しました。委員会・議会で認めてきた機能が果たせなくなる心配がありますが、この点について委員会では、どのような協議がありましたか。

また、条例において、エントランスの使用について使用料を定めようとしています。駅北大火の記憶の伝承を展示する場所の使用についてまで使用料をとろうとすることに、委員会として違和感は出ませんでしたか、伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田中委員長。〔15番 田中立一君登壇〕

○15番（田中立一君）

お答えいたします。

記憶の伝承等についての説明は、ありませんでしたし、質疑もございませんでした。

また、使用料についての質疑もございませんでした。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

では、3点目であります。

条例において、厨房の使用について使用料を定めようとしています。委員会配付資料によれば、3カ所の厨房についてのみ使用料をとるのか、オープンキッチンは無料となるのか、よくわかりません。厨房3カ所の使用が重なった場合にオープンキッチンのカウンターや椅子、部屋スペースはどのように使われていくのか、シェアする場合の決まりごとはあるのかなど、トラブルなく利用できるのかどうか、よくわかりません。この点、委員会ではどのような協議がありましたか。

また、厨房を1カ月以上利用する場合は、3万5,000円に光熱水費相当額を加算すると資料にあります。3つの厨房が特定の人、もしくは団体に占有されてしまうと、それ以外の団体、もしくは市民は利用できなくなるのではないのでしょうか。

また、不特定多数の利用者において、使用について保健所の許可や継続的な飲食の営業行為についての保健所許可について、問題はないのでしょうか。この点について委員会では、どのような協議がありましたか、伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田中委員長。〔15番 田中立一君登壇〕

○15番（田中立一君）

キッチンの使用についてでありますけれども、使用料また長期使用等について、特に質疑はございませんでした。

また、保健所営業行為等に対する質疑もございませんでした。

以上です。

○議長（中村 実君）

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

新保議員。〔8番 新保峰孝君登壇〕

○8番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第53号、糸魚川市温泉施設権現荘条例の一部を改正する条例の制定について、議案第54号、糸魚川市グリーンメッセ能生条例の一部を改正する条例の制定について、議案第55号、糸魚川市スキー場条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論。陳情第4号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書、陳情第5号、長時間労働もハラスメントもない人間らしい働き方の実現を求める陳情についての賛成討論を行います。

議案第53号、54号、55号は、いずれも10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴うものであります。

今から5年前、2014年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられました。その直後から、実質家計消費支出が下がったまま回復しておりません。消費税は、収入が少ない人ほど影響が大きい税金であります。今回の消費税引き上げでは、期間限定の還元策も複雑で、効果は疑問視されております。

還元策の内容は、①カードでキャッシュレス決済した消費者へのポイント還元は5%、ただし、コンビニ等のフランチャイズ店の還元は2%。②食料品等を8%に据え置くというものですが、これらの複数税率をセットにしますと、①買う商品が、食料品かそうでないか。②買った店が大手スーパーか中小小売店かコンビニか。③買い方が、現金かカードか。この組み合わせで消費税率が3%、5%、6%、8%、10%の5段階になるとのことです。消費者は混乱し、事業者には大変な負担になります。

2023年10月からは、インボイス、適格請求書発行が強いられ、現在の120万の簡易課税事業者と500万の免税事業者にとって、インボイス、適格請求書を発行できる課税事業者として重い課税にさらされるか、廃業するかという選択を迫られるということもあります。実質賃金が下がったまま、実質家計消費、支出が下がりつ放しのまま消費税を上げれば、さらに景気の足を引っ

張るのは明らかであります。

以上の点から、消費税率引き上げに伴うこれらの議案に反対するものであります。

次に、陳情第4号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書であります。最低賃金、時給1,000円以上、地域間格差をなくす全国一律最低賃金制度の確立等を求め、そのためにも中小企業及び、そこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現すること、大企業による地位の乱用、代金の買いたたきや、支払い遅延等をなくすための法改正などを求めています。これらはいずれも理にかなったものと考えますし、2010年の雇用戦略対話での政労使合意で2020年までに全国平均1,000円を目指すとした約束は、守るべきだと思います。

財務省が発表している法人企業統計では、2017年度の内部留保は446兆円とのことであります。2010年と2017年を比較すれば、45%以上、内部留保をふやしていることとなります。日本経済の健全な発展を目指すには、大企業への不平等な減税、優遇をやめ、中小企業への支援を強化し、最低賃金を1,000円以上に引き上げて内需を拡大するのが常道であると思います。

糸魚川市の市民所得は、国勢調査が行われた2000年と2015年を比較すると、約8%減っております。人口が減る中では、賃金が上がらなければ、より一層、地域経済を縮小させることとなります。働く人たちの生活を守り、地域を守っていくためにも本陳情に同感し、賛成するものであります。

次に、陳情第5号、長時間労働もハラスメントもない人間らしい働き方の実現を求める陳情であります。陳情項目の概略は、①定額、働かせ放題、過労死促進と批判されている高度プロフェッショナル制度の廃止。裁量労働制の対象業務の拡大を行わず、導入と運用の要件を厳格化すること。②時間外休日労働の縮小。③休息の確保。④実行ある同一労働、同一賃金の立法措置をとること。⑤解雇しやすい仕組みづくりの検討中止。⑥ハラスメント禁止の実効性ある立法措置をとること等であります。これらの陳情項目は、理解できるものであり、当然、改善していくべきものであると考えます。過労死などという言葉が、いつまでも残るような社会であってはいけないと思いますし、同一労働、同一賃金は、社会が発展していくために必要なことであります。労災申請件数が高どまりというの、正常でない職場がまだ少なくないということであり、人間らしい働き方への改善を求める本陳情に賛成するものであります。

以上であります。

○議長（中村 実君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

吉岡議員。〔20番 吉岡静夫君登壇〕

○20番（吉岡静夫君）

お許しを得まして、議案第53号、糸魚川市温泉施設権現荘条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論をさせていただきます。

この案件は、まさに私に言わせれば、根っこのところ、基本のところなしに進められておる。あるいは、単に私に言わせれば、事務上の処理に終始していると言わざるを得ない。

論点は、3つあります。1つは、権現荘のあり方、性格そのものに関して、2つ目は、行政対応のあり方そのもの、3つ目が、議員議会の対応のあり方であります。

特に2番目の行政対応については、これは方々で言っとるんですけども、いわゆるお上のいう上意下達の体裁をとり続けてきた、残念ながら。事務処理優先でやり続けてきた。こういうところを私はずっと、私自身も反省を込めて批判しております。

それから3番目の議員議会のあり方そのもの、これはいつも言っておるんですが、市民一人一人それぞれが考え方が違う。対応の仕方が違う。国がどう言おうが、県がどう言おうが、市がどう言おうが、それぞれの一人一人の議員というのは、行政の組織の一員ではありません。おかしいものはおかしいと言やいい。そういうふうに私は考えております。具体的に、これまでも何回もいろんなところで言われてきましたけれども、例えば権現荘のありよう、官公でやるべきものなのか、あるいは、私、民でやるべきものなのか、これは具体例として、いわゆる民間参入の、ある意味で私に言わせれば失敗が私たちに教えてくれました。それから例えばホテル業的なものを目指しておるのか、あるいは健康、福祉、施設的なものを目指しておるのか。この辺の仕分け、1番目に言ったのと同様にしっかりしておりません。しないままに来て、今まで。しかも長時間。

それからもう一つ、途中で出てきた指定管理者、あるいは第三セクター、これをどう関連づけ、位置づけりゃいいのか。これも私に言わせると、極めてはっきりしてない。行政の姿勢がはっきりしてない。そもそも会計処理のあり方、あるいは行政管理責任のあり方、施設の基本的な性格、路線のあり方、こういったところが、少なくとももしっかりしない。はっきりしないままに、今まで来てしまった。その部分が抜けて、抜けてというか、今回こういう議案、先ほど新保議員が消費税その他の関連して指摘しておりましたけれども、私に言わせると、5,000円を5,100円にするとか、そういう係数的な問題じゃない。その辺が極めてしっかりしてないままで来て。

このことは、もう市長を初め行政の方々みんな、嫌というほど、聞き飽きるぐらい聞かされておったと思う。例えば各マスコミ報道が、このことを取り上げてどう言ってた、当時、思い出してもらいたい。それから、公の監査報告でどういうふうに指摘した、されたか、これも思い出していただきたい。あるいは議会そのものが、発議案としてなったときもある、ならんときもありますけれども、どういう指摘をしておったか。何も高いところから市長に対して、おいと言ってるつもりはないんです。そういうところを見てもらいたい。反省してもらいたい。この計数処理をどうこうと言ってるんじゃない。そういう意味を込めまして、願いを込めて私は、議案第53号、糸魚川市温泉施設権現荘条例の一部を改正する条例の制定について、本当に残念ながら反対せざるを得ない。

反対討論とさせていただきます。以上です。

○議長（中村 実君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第53号、糸魚川市温泉施設権現荘条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第54号、糸魚川市グリーンメッセ能生条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第55号、糸魚川市スキー場条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第56号、糸魚川市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案57号、糸魚川市立地適正化計画における建築等の届出を要しない行為を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第58号、糸魚川市駅北広場条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第59号、変更契約の締結について（川原頭首工災害復旧工事）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第4号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立少数であります。

よって、本陳情は不採択とすることに決しました。

次に、陳情第5号、長時間労働もハラスメントもない人間らしい働き方の実現を求める陳情を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立少数であります。

よって、本陳情は不採択とすることに決しました。

日程第5．議案第60号、陳情第2号及び発議第3号

○議長（中村 実君）

日程第5、議案第60号、陳情第2号及び発議第3号についてを一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連し、発議第3号の説明を求めます。

吉川慶一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

吉川委員長。〔4番 吉川慶一君登壇〕

○4番（吉川慶一君）

本定例会初日において市民厚生常任委員会に付託となりました議案第60号及び第1回定例会で付託となりました陳情第2号について、去る6月27日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案第60号については可決、陳情第2号については採択であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第60号、糸魚川市健康づくりセンター条例の一部を改正する条例の制定については、新たに整備するプールに係る規定の追加と消費税等の税率改正に伴う料金の改定等を行うものであります。

プールの料金について値上げは、利用者の理解が得られるのか、指定管理者が決定してはどうかの意見に対し、利用者からご理解いただける料金設定でプールを使用して健康づくりに励んでほしいとの答弁がありました。

続きまして、陳情第2号、基礎年金額等の改善と年金の毎月支給を求める意見書採択陳情については、賛成・反対の意見が出され、起立採決の結果、採択されました。これにより、本陳情は、意見書提出を願意としていることから、発議第3号を提出いたします。

これより、提案説明を行います。

発議第3号、基礎年金額等の改善と年金の毎月支給を求める意見書。

老齢基礎年金及び障害基礎年金の支給は、高齢者や障害者の生活を保障するには十分な額とは言えません。これまでも保険料の納付要件の見直し等を行い、年金受給要件を確保していますが、生活保障には不十分です。

加えて、2015年からはマクロ経済スライドが初めて発動され、ことしの4月の年金改定時にも発動される見込みです。マクロ経済スライドは、公的年金制度の維持を目的として給付調整とされていますが、低所得の高齢者等の影響は非常に大きいものと思われます。

国においては、低所得の高齢者への配慮として、臨時福祉給付金を支給し、消費税再引き上げのときには年金生活者支援給付金の支給を予定していますが、このような効果が限定される給付金の支給ではなく、生活保護受給者の約5割以上が高齢者という実態もあることから、生活保護担当部門と連携し、負担のバランスを図りつつ、公的年金制度そのものが高齢者や障害者の生活を安心して支えるものになるよう老齢基礎年金の支給を改善されるよう要望します。

また、年金受給者となってからも、現役時代の生活習慣をそのまま継続しやすいよう年金の支給を隔月から毎月へ変更されるよう、あわせて要望します。

- 1、老齢基礎年金等の支給額を改善すること。
- 2、年金の支給を隔月支給から毎月支給に変更すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出します。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

松尾徹郎議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

松尾議員。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

陳情第2号について、意見を申し上げます。

初めに、本陳情は年金受給者サイドに立った陳情であり、年金制度そのものを考えた場合、やはり若年労働者を初め低賃金労働者、非正規社員など、勤労者全般にわたる受益と負担について掘り下げて考えるべきであり、それらを考慮した上で意見を申し上げます。

ここ最近、年金問題が一層クローズアップされてきています。現在の年金制度は、既に破綻状態に近いと言われており、少子高齢化が進む一層進む我が国においては、平均寿命の延びと同時に年金受給者の増加、また、人口減少に伴う若年層の減少により、今後、勤労者負担額の増額が指摘されているだけに、現在の年金制度では、年金支給額の増額を要求するのは極めて困難と言わざるを得ません。

そのような中、国では現行制度を見直し、全世代型社会保障改革の議論を重ねております。その一例を申し上げますと、60歳から70歳まで定年制を延長することや、受給開始年齢の引き上げ、また一定収入のある高齢者の年金を減額する今の仕組みを見直すなど、さまざまな角度から議論されております。また、消費税10%の値上げが目前に迫る中、今後の人口減少と国家財政の状況、そして、ますます膨れ上がる社会保障費の増額を考えた場合、ただ年金受給者だけを対象に支給金額の増額を実施するとなると、勤労者への負担はもちろんのこと、財源確保のためにさらなる消費税アップ等が考えられ、生活や経済に与える悪影響が大きくなるものと危惧されるだけに、年金増額については慎重に検討しなければなりません。

一方、年金の支え手となる勤労者の雇用状況については、失業率は大幅に低下したものの、雇用のミスマッチはほとんど改善しておらず、賃金の伸びも低く、基本給の実質給与は減少、またはほぼ横ばいで推移していると言われていいます。

また、実質可処分所得の伸びも平成13年度から17年度までの平均値で、0.3%の伸びにとどまっていると言われており、それだけに年金支給額を増額した場合、勤労者、特に低賃金の労働者に対する年金積立額の負担割合は、大幅にふえることが予想され、現役世代の生活困窮者をふやすばかりか景気に与える影響は大きいものがあると思います。確かに年金受給者側に立った場合、現在の支給金額が余りにも低額であり、隔月支給から毎月支給への変更要望も十分理解できますが、厳しい財政状況のもと振込金額の増額等、経費面での課題もあります。

したがって、先ほども申し上げましたが、高齢者の増加、すなわち2025年問題を初め2040年問題と言われているように、近い将来、団塊の世代を初め第二次団塊の世代が高齢期を迎えることを考慮すると、高齢者がますます増加していくだけに受益と負担を全世代にわたりできる限り公平感が味わえるような制度に改革する必要があります。単に、年金受給者だけを考慮に入れた年金支給額の増額を求めることには無理があると思います。

現在、国では社会保障と税の一体改革の議論を進めておりますが、多くの対策が検討されている中で、低所得者層への支援、あるいは低年金で低所得となっている高齢者への支援金、また低所得者の介護保険料の軽減など、さまざまな支援策を考慮に入れながら慎重に議論が進められております。働き方改革を初めとしたこれら全世代型社会保障改革の全体像を注意深く見守る必要があると思います。

以上の観点から、本陳情の趣旨は十分理解できます。しかしながら、年金受給者に対しては、まことに申しわけなく、複雑な思いでいっぱいですが、今後の制度改革を見守る中で判断する必要があります。本陳情については、負担する側の勤労者の立場にも配慮する必要があると思います。

したがって、現在のところ採択するには無理があり、困難であると判断いたします。

以上で、討論を終わります。

○議長（中村 実君）

次に、佐藤 孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。〔7番 佐藤 孝君登壇〕

○7番（佐藤 孝君）

日本共産党の佐藤 孝です。

議案第60号、糸魚川市健康づくりセンター条例の一部を改正する条例の制定についてにつきまして反対討論、また、陳情第2号、基礎年金額等の改善と年金の毎月支給を求める意見書採択陳情書につきまして賛成討論を行います。

まず、議案第60号です。この条例の改正理由は、新たに整備するプールにかかわる規定の追加、消費税及び地方消費税の税率改定に伴う使用料の改定等を行いたいためとなっております。

現在、実質賃金も家計消費も回復しない状態であります。政府発表の景気動向指数も悪化が続いております。また、7月1日に日銀が発表した6月の企業短期経済観測調査によっても、2四半期

連続の悪化となりました。年金生活の高齢者がふえている糸魚川市においては、消費税の増税は市民にとって大きな痛手となるばかりか、地域経済もさらに沈み込ませることになると思われま

すが、消費税率引き上げに伴うこの条例改正には、反対いたします。

次に、陳情第2号であります。基礎年金額等の改善と年金の毎月支給を求める意見書採択陳情書。新聞報道によりますと、高齢世帯の半数が年金・恩給のみの収入で生活し、55.1%の世帯が生活は苦しいと答えております。その率は、前年と比べても0.9ポイント増加していると言われております。高齢者も二人暮らしのときには、2人分の年金をやりくりして、畑づくりをしたりして何とか生活できるんですが、ひとり暮らしになると一気に生活困難に陥り、生活保護世帯となりがちであります。マクロ経済スライドの影響や消費税増税などがあると、ますます生活困窮者がふえてきます。

また、高齢になるほど金銭の管理も難しくなり、2カ月分の年金を上手にやりくりすることが難しくなってきます。認知症にかかったりもしますので、隔月支給では、使い込み等で生活が破綻することも考えられます。

もともとこの年金制度は、憲法に書かれている生存権を実現するためにつくられた制度であると考えております。現在、税金の集め方、使い方には、私は非常に理解できないものがあります。大企業は内部留保を四百数十兆円にふやしながら、実質賃金は下がりっ放し、家計消費も下がりっ放しであります。この税金の集め方や使い方を変えて、この憲法の生存権を守る役割を国には果たしてもらいたいと思います。

以上の点から、老齢基礎年金の支給額の改善と毎月支給に変更することに賛成するものであります。

○議長（中村 実君）

以上で、通告による討論は、終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第60号、糸魚川市健康づくりセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議事の都合により、発議第3号を先議いたします。

お諮りいたします。

発議第3号、基礎年金額等の改善と年金の毎月支給を求める意見書を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立少数であります。

よって、本案は否決することに決しました。

なお、このことにより、陳情第2号、基礎年金額等の改善と年金の毎月支給を求める意見書採択陳情については、不採択すべきものとみなします。

昼食時限のため、13時まで休憩といたします。

〈午前11時55分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第6．議案第61号

○議長（中村 実君）

次に、日程第6、議案第61号、令和元年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

笠原幸江総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

笠原委員長。〔11番 笠原幸江君登壇〕

○11番（笠原幸江君）

本定例会において総務文教常任委員会に分割付託されました議案第61号は、6月28日に審査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の審査結果報告書のとおり、原案可決であります。

審査の主な内容は、財政課の関係部分では、2款1項5目地域振興費中、一般コミュニティ助成事業と移住定住交流事業について、それぞれ須沢地区の屋外テントやテーブルなど購入に対する助成と、木浦地区の波と母船の移住者受け入れに対するソフト事業への助成との説明を受けております。

それぞれの事業において採択された団体は1団体ですが、毎年多くの団体が申請する状況について質疑などがありました。

続いて、こども課の関係部分では、3款2項児童福祉費について、10月からの保育無償化による事務量増加に伴う臨時職員の人件費の追加や、保育料システム改修委託料の増額について説明を

受けております。

その他、幾つか質疑がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会に分割付託となりました議案第61号についての審査報告を終わります。

○議長（中村 実君）

次に、田中立一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田中委員長。〔15番 田中立一君登壇〕

○15番（田中立一君）

建設産業常任委員会に分割付託となりました議案第61号について、7月1日、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について報告いたします。

商工観光課関係では、シェアリングエコノミー活用推進事業について、国が推進する事業であるが、その理由や課題に関する質疑があり、地域課題の解決や地域経済の活性化を図る地方公共団体の取り組みを総務省がモデル事業として支援するが、普及・理解が課題であると答弁がありました。

復興まちづくり整備事業の内容についての質疑には、駅と日本海をつなぐ新しい導線の誘導看板6基初め案内看板2基、解説看板5基の計13基の看板を整備し、新幹線駅から被災地内の公園や再建した老舗事業所などをめぐり、日本海への誘導を図るもので、今後さらに整備をしていきたいと答弁がありました。

農林水産課関係では、災害復旧工事で川原頭首工の追加工事についての質疑に関しては、護岸工根入れの変更のほか、インフレスライドに約1,000万円、既設構造物の撤去工事などに約1,200万円を見込んでいると答弁がありました。

林道福来口線の地すべり災害の復旧工事に当たっては、復旧後、再度、上部が崩れることがないように十分調査してほしいと要望があり、現地に入り十分調査していきたいと答弁がありました。

建設課関係では、国の道整備交付金の追加があり、大和川海浜線を整備するもので、委員から、今回の補正による進捗及び今後についての質疑に、今回の補正1,000万円で60メートル延長整備される予定で、平成28年度からの事業で、令和2年度に終了見込みであるという答弁がありました。

復興推進課関係では、復興まちづくりにぎわい推進事業について、リノベーションスクール委託料の内訳について質疑があり、委託料が高額ではないかの意見に、シンポジウムを1回、2泊3日のスクール1回、その後のフォローアップを開催し、各事業に講師三、四名来られ、準備段階から現地に入り調査しており、講師謝礼は10万円から30万円、企画料として150万円支払われるものであると答弁がありました。

駅北まちづくり戦略作成業務委託料の当初予算についての質疑には、当初予算は400万円であるとの答弁で、それに対し、合わせて700万円近い委託料の内訳と、高いのではないかと意見に、企画料が180万円、外部アドバイザーへの謝礼も含まれると答弁がありました。

また、リノベーションスクールの講師には、まちの価値を上げて、客を呼び込むことが大事で、もっと幅の広い講師陣、特にマーケティングに長けている講師が必要ではないかとの質疑があり、リノベリングの講師陣は100名以上抱えていて、糸魚川に必要な講師を選んで派遣していただいているとの答弁がありました。

ほかにも若干の質疑がありましたが、割愛させていただきます。

以上、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（中村 実君）

次に、吉川慶一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

吉川委員長。〔4番 吉川慶一君登壇〕

○4番（吉川慶一君）

本定例会初日において、市民厚生常任委員会に分割付託となりました関係部分について、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

福祉事務所関係において、3款1項2目障害者自立支援費では、消費税増税対応と幼児教育無償化などに伴うシステム改修委託料と、3項1目の生活保護総務費では、生活保護制度改正に伴うシステム改修の委託料との説明を受けております。

生活保護制度の改正についての質疑に対し、昨年度、創設された大学、専門学校に入学する際の進学準備給付金という制度であるとの答弁がありました。

健康増進課関係において、4款1項2目保健事業費の自殺対策推進事業では、自殺対策計画の概要版の印刷製本費と、6目診療所運営事業で、僻地診療所の受診者用の椅子や待合室の長椅子等を入れかえるための備品購入費との説明がありました。

自殺対策の概要版は、全戸配布するののかとの質問に対し、全戸配布し、残りの分は啓発用に活用したいとの答弁がありました。

そのほか特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告がありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第61号、令和元年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7．諮問第2号

○議長（中村 実君）

日程第7、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いいたしております水嶋 聡さんの任期が、令和元年9月30日で満了いたしますことから、再度推薦させていただきたく、議会のご意見をお伺いいたしたいものであります。

以上であります、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 実君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

なお、本案の質疑は1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

日程第 8．発議第 2 号

○議長（中村 実君）

日程第 8、発議第 2 号、特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高澤 公議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

高澤議員。〔13番 高澤 公君登壇〕

○13番（高澤 公君）

それでは、発議第 2 号、特別委員会の設置について、提案理由を申し上げます。

行財政執行上におけるたゆみないチェックは、議員の皆様、既にご存じのとおり、常に気を配っていかなければならないことであります。ここ二、三年の間に新潟県、新潟市、加茂市などで財政危機に陥ったとの報道がなされています。糸魚川市も大型のごみ中間処理場の建設や、はびねすに併設するプール建築、大野に建設予定されている最終処分場など、多額の出費を伴う事業が計画され、施行されつつあります。

また、この後、避けては通れない各種インフラや建築物の維持・修繕に係る経費も少ないものでなく、今後、少子高齢化が進み、人口が減り、税収が落ち込む時代にあって、糸魚川市における行財政運営が重要な課題となってきます。

このことから、特別委員会を設置し、当市の行財政について調査を行うものであります。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議2号、特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました行財政調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長によって指名することに決しました。

事務局職員に氏名を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（松木 靖君）

それでは、お名前を申し上げます。

山本 剛議員、滝川正義議員、佐藤 孝議員、斉木 勇議員、高澤 公議員、田中立一議員、五十嵐健一郎議員、吉岡静夫議員。

以上、8人であります。

○議長（中村 実君）

ただいま朗読いたしました議員を、行財政調査特別委員会委員に選任いたします。

正副委員長互選のため、暫時休憩します。

〈午後1時18分 休憩〉

〈午後1時26分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま行財政調査特別委員会が開かれ、正副委員長の互選を行いましたので、その結果について、ご報告いたします。

委員長には五十嵐健一郎議員、副委員長には山本 剛議員であります。

日程第 9. 議員派遣について

○議長（中村 実君）

日程第 9、議員派遣についてを議題といたします。

糸魚川・大町二市議会議員連絡協議会及び糸魚川市・小谷村・白馬村議会議員連絡協議会に、会議規則第 167 条の規定により、20 人の議員全員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、20 人の議員全員を派遣することに決しました。

日程第 10. 閉会中の継続審査及び調査について

○議長（中村 実君）

日程第 10、閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第 111 条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

令和元年第 3 回市議会定例会の閉会に当たり、お礼を兼ねまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る 6 月 17 日から本日までの長期間にわたり、条例改正を初め多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に、予定にはありませんでしたが、白濁についてを加え、7 点についてご報告申し上げます。

初めに、姫川水系・小滝川白濁対策会議の設置について、ご報告申し上げます。

本日付で庁内に藤田副市長を委員長とする姫川水系・小滝川白濁対策会議を設置いたしました。今後、さらに国・県や関係組織団体による連携連絡会議を立ち上げ、対応策について検討を進める予定であります。

2点目につきまして、各地域の夏祭り、花火大会についてご報告申し上げます。

ことしも各地域で、夏祭りや花火大会が4週にわたり開催されます。7月20日には、早川地区一体となって打ち上げる伝統の早川大花火大会が開催されます。また、7月27日、28日には、青海祭りが開催され、27日には民謡流しが、28日には糸魚川大花火大会が行われます。翌週の8月3日は、おまんた祭りが開催され、ことしは、「みんなでつくる意志（こころ）ひとつに輪る夏の日」をテーマに、約3,000人による市民流しが行われます。そして、8月10日には、約2,000発の花火が打ち上げられる「能生ふるさと海上花火大会」が開催されます。

今後とも、地域の祭りなどを通じて、交流人口の拡大に努めてまいります。

3点目に、平成30年度現年課税分の個人県民税の収納率について、ご報告申し上げます。

30年度は99.54%と前年比0.01ポイント向上いたしました。当市は、22年度から9年連続して向上しており、県の3年連続向上した徴収成績優良市町村に該当し、7年連続で県知事の感謝状を受賞することとなります。

今後とも、中長期的な数値目標を掲げるなど、見える化による収納率向上に取り組んでまいります。

4点目に、出雲、諏訪、糸魚川の3市交流事業について、ご報告申し上げます。

このたび、島根県出雲市、長野県諏訪市と糸魚川市の3市で、奴奈川姫の物語を通じた広域的な地域間連携を行うため、「神話の縁結びかみがたりネットワーク」を設立することとなりました。今回の交流事業につきましては、昨年1月にお声をかけさせていただいて以来、3市で話し合いを進めてきたものであります。

来る7月6日の土曜日、ビーチホールまがたまにおいて、3市長による調印式セレモニーと3市の有識者による記念講演会を開催し、3市の連携を深めてまいりたいと考えております。

5点目に、シティプロモーション事業について、ご報告申し上げます。

昨年度、策定いたしましたシティプロモーション戦略に基づき、7月8日、月曜日にスタートイベントとして、「石のまち」プロジェクト発表会を開催する予定といたしております。発表会では、チーム糸魚川として商工会議所や地域振興局などにもご参加いただく中、石のまちブランドの概要や今後のプロジェクト展開の説明などを行う予定といたしております。

この取り組みにより、交流人口、関係人口の拡大を図るほか、市民のシビックプライドの醸成につなげてまいります。

6点目に、都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定について、ご報告申し上げます。

両計画につきましては、平成28年度から改定及び策定作業を進めてまいりましたが、本年3月29日に決定し、本日、委員の皆様にご配付させていただきました。今後は、これらの計画に基づき、10年、20年先を見据えつつ、持続可能で暮らしやすいまちづくりに取り組んでまいります。

7点目に、平成30年度の決算状況について、ご報告申し上げます。

一般会計の決算額は、歳入が302億2,000万円、歳出で288億9,000万円となり、差し引き13億3,000万円が令和元年度への繰越金となります。繰り越し財源を除く実質の繰越

金は、約10億7,000万円ありますが、既に令和元年度予算に充当いたしておりますので、残りは5億4,000万円となります。

詳細につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。今後とも、より健全な財政運営に努めてまいります。

以上、7点についてご報告申し上げました。議員各位を初め市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、令和元年9月市議会定例会の招集日を9月9日、月曜日とさせていただきたく、予定いたしておりますので、ご報告申し上げましたが、閉会とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（中村 実君）

これをもって、令和元年第3回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦勞さまでした。

〈午後1時35分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員